

【nanaco カード 会員規約（基本） 新旧対比表】

現行	改定後
nanaco カード 会員規約	nanaco カード 会員規約
第2条（定義）	第2条（定義）
<p>本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>（４） 会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえ nanaco 電子マネーサービスの入会を申込みされた個人の方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。なお、申込みの時点で15歳以下の方は、入会の申込みに親権者の同意が必要となります。また、同一の方が複数のnanaco カードを保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取扱われます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承認するものとします。</p>	<p>本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>（４） 会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえ nanaco 電子マネーサービスの入会を申込みされた個人の方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。なお、申込みの時点で15歳以下の方は、入会の申込みに親権者の同意が必要となります。また、同一の方が複数のnanaco カードを保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取扱われます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があること、<u>また、入会申込時に当該届け出を行った場合であっても、当該情報が当社に登録されるまでに、一定の期間を要することを承諾するものとします。</u></p>
第3条（nanaco カードの貸与）	第3条（nanaco カードの貸与）
<p>2．nanaco カードの所有権は、当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってnanaco カードを使用し管理しなければなりません。また、会員は、nanaco カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことや、会員番号その他のnanaco カード固有の情報を当社またはnanaco 加盟店以外の第三者に情報提供することもできません。</p>	<p>2．nanaco カードの所有権は、当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってnanaco カードを使用し管理しなければなりません。また、会員は、nanaco カードを貸与・譲渡・売却・担保提供その他の処分をなすことや、会員番号その他のnanaco カード固有の情報を当社またはnanaco 加盟店以外の第三者に情報提供することもできません。</p>
第5条（パスワードの管理）	第5条（パスワードの管理）
<p>5．会員は、パスワードを忘れた場合またはパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに本規約末尾に記載のお問合せセンターに連絡のうえ、お問合せセンターの指示に従うものとします。</p>	<p>5．会員は、パスワードを忘れた場合またはパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに本規約末尾に記載の nanaco お問合せセンターに連絡のうえ、nanaco お問合せセンターの指示に従うものとします。</p>
第8条（nanaco カード内残高の確認）	第8条（nanaco カード内残高の確認）
<p>2．前項のほか、会員は、nanaco カード内残高を</p>	<p>2．前項のほか、会員は、nanaco カード内残高を</p>

<p>本規約末尾に記載のお問合せセンター・パーソナルコンピュータ・携帯電話の Web ブラウザにより確認することができます。ただしこの場合、nanaco 加盟店から当社に対して定期的に配信されたデータに基づく残高となるため、実際の nanaco カード内残高と異なる場合があります。</p>	<p>本規約末尾に記載の <u>nanaco</u> お問合せセンター・パーソナルコンピュータ・携帯電話の Web ブラウザにより確認することができます。ただしこの場合、nanaco 加盟店から当社に対して定期的に配信されたデータに基づく残高となるため、実際の nanaco カード内残高と異なる場合があります。</p>
<p>第 1 2 条（退会および会員資格の喪失）</p>	<p>第 1 2 条（退会および会員資格の喪失）</p>
<p>1 . 会員は、nanaco カード内残高およびセンター預り残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。</p>	<p>1 . 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。<u>なお、当該退会までに会員が nanaco カード内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができ、また、現金の払戻しも行いません。</u></p>
<p>4 . 前三項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い、nanaco カードを返還するものとします。</p>	<p>4 . <u>第 1 項および第 2 項</u>の場合、会員であった者は、当社の指示に従い、nanaco カードを返還する<u>か、自らの責任において直ちに切断のうえ破棄するもの</u>とします。</p>
<p>第 1 4 条（nanaco カードの破損・汚損時の再発行等）</p>	<p>第 1 4 条（nanaco カードの破損・汚損時の再発行等）</p>
	<p>3 . <u>前二項、第 2 条（ 4 ）第 3 文および第 9 条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満たした場合に限り、前項に基づき再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。</u></p>
<p>第 1 5 条（nanaco カード喪失時の再発行等）</p>	<p>第 1 5 条（nanaco カード喪失時の再発行等）</p>
	<p>4 . <u>会員が第 1 項に定める nanaco カードを喪失した旨の届け出をし、または、第 2 項に定める第三者から nanaco カードを拾得した旨の届け出があつてから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanaco カード内残高またはセンター預り残高を第三者に</u></p>

	<u>より利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</u>
4 . 当社は、紛失・盗難等により nanaco カードを喪失した場合、会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、nanaco カードを再発行します。この場合、会員は第 10 条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した nanaco カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。	<u>5 . 当社は、紛失・盗難等により nanaco カードを喪失した場合、会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、nanaco カードを再発行します。この場合、会員は第 10 条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した nanaco カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。</u>
5 . 前項により nanaco カードが再発行された場合、当社による nanaco カードの使用停止措置が完了した時点の nanaco カード内残高およびセンター預り残高が再発行された nanaco カードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。	<u>6 . 前項により nanaco カードが再発行された場合、当社による nanaco カードの使用停止措置が完了した時点の nanaco カード内残高およびセンター預り残高が再発行された nanaco カードに引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。</u>
6 . 会員が nanaco カードの紛失・盗難等を申し出てから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanaco カード内残高またはセンター預り残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。	
	<u>7 . 前二項、第 2 条（ 4 ）第 3 文および第 9 条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満たした場合に限り、前項に基づき再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。</u>
7 . nanaco カードの再発行後、会員が喪失した nanaco カードを発見した場合、会員は、発見した nanaco カードを遅滞なく当社に返還するものとします。	<u>8 . nanaco カードの再発行後、会員が喪失した nanaco カードを発見した場合、会員は、発見した nanaco カードを遅滞なく当社に返還する<u>か、自らの責任において直ちに破棄する</u>ものとします。</u>
第 19 条（規約の変更）	第 19 条（規約の変更）
2 . 前項の告知がなされた後、会員が退会すること	2 . 前項の告知がなされた後、会員が退会すること

なく1ヵ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。	なく1ヵ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
第25条(準拠法)	第25条(準拠法)
本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。	本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。
【nanacoカードに付されるnanacoマーク】	【nanacoカードに付されるnanacoマーク】
【ご相談窓口】 nanaco電子マネーに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記のお問合せセンターまでご連絡ください。	【ご相談窓口】 nanaco電子マネーに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記の窓 口までご連絡ください。
0570-071-555(ナビダイヤル) 0422-71-2266	<u>nanaco お問合せセンター</u> 0570-071-555(ナビダイヤル) 0422-71-2266
	<u>当社お客様相談室</u> <u>〒102-8437</u> <u>東京都千代田区二番町4番地5</u>

現行	改定後
個人情報の取扱いに関する重要事項	個人情報の取扱いに関する重要事項
3. 会員は、個人情報を当社と下記(2)記載の者(以下「共同利用者」といいます。)が次のとおり共同して利用することに同意します。 (2) 共同利用者の範囲 当社の親会社である(株)セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店。 なお、共同利用者となる(株)セブン&アイ・ホールディングスの関連企業については、 <http://www.7andi.com/>に掲載しております。	3. 会員は、個人情報を当社と下記(2)記載の者(以下「共同利用者」といいます。)が次のとおり共同して利用することに同意します。 (2) 共同利用者の範囲 当社の親会社である(株)セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店。 なお、共同利用者となる(株)セブン&アイ・ホールディングスの関連企業については、 <https://www.7andi.com/>に掲載しております。
個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に	個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に

<p>に関するお問い合わせ・ご相談については 下記におたずねください。</p> <p>株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 (9 : 0 0 AM ~ 5 : 0 0 PM 土・日・祝・1/1~1/3 休)</p> <p>〒1 0 2 - 8 4 3 7 東京都千代田区二番町 4 番地 5 0 3 - 6 2 3 8 - 2 9 5 2</p> <p>個人情報保護管理責任者：役職等については、当社ホームページ(http://www.7card.co.jp/company/)の会社概要(個人情報保護方針)をご覧ください。</p>	<p>に関するお問い合わせ・ご相談については 下記におたずねください。</p> <p>株式会社セブン・カードサービス お客様相談室 (9 : 0 0 AM ~ 5 : 0 0 PM 土・日・祝・1/1~1/3 休)</p> <p>〒1 0 2 - 8 4 3 7 東京都千代田区二番町 4 番地 5 0 3 - 6 2 3 8 - 2 9 5 2</p> <p>個人情報保護管理責任者：役職等については、当社ホームページ(https://www.7card.co.jp/company/)の会社概要(個人情報保護方針)をご覧ください。</p>
--	--

現行	改定後
nanaco ポイントサービス特約(カード版)	nanaco ポイントサービス特約(カード版)
第2条(ポイント加盟店)	第2条(ポイント加盟店)
<p>2. ポイント加盟店は</p> <p><http://www.nanaco-net.jp/>に掲載しております。なお、ポイント加盟店は変更されることがあります。</p>	<p>2. ポイント加盟店は</p> <p><https://www.nanaco-net.jp/>に掲載しております。なお、ポイント加盟店は変更されることがあります。</p>
第4条(ポイント利用について)	第4条(ポイント利用について)
<p>4. ポイントは、(株)セブン&アイ・ホールディングスの関連企業の運営するインターネット事業サイトにおいて利用できる場合があります。なお、当該インターネット事業サイトおよびポイントの利用方法については<http://www.nanaco-net.jp/>でご確認ください。</p>	<p>4. ポイントは、(株)セブン&アイ・ホールディングスの関連企業の運営するインターネット事業サイトにおいて利用できる場合があります。なお、当該インターネット事業サイトおよびポイントの利用方法については</p> <p><https://www.nanaco-net.jp/>でご確認ください。</p>
第6条(nanaco カード再発行時のポイントについて)	第6条(nanaco カード再発行時のポイントについて)
<p>会員が nanaco カードを紛失・盗難または破損し、会員規約に基づき当社が nanaco カードを再発行した場合には、当社所定の方法により確認されたポイントが再発行された nanaco カードに、当社所定の期間経過後引き継がれるものとします。なお、使用停止措置が完了する前に第三者にポイント残高を使用した場合など、当社所定の方法により確認ができなかったポイントについては、当社およびポイント加盟店は一切の責任を負いません。</p>	<p>会員が nanaco カードを紛失・盗難または破損し、会員規約に基づき当社が nanaco カード内残高およびセンター預り残高の引継ぎを行う場合には、当該引継ぎに準じて当社所定の方法により確認されたポイントが、当社所定の期間経過後引き継がれるものとします。なお、使用停止措置が完了する前に第三者にポイント残高を使用した場合など、当社所定の方法により確認ができなかったポイントについては、当社およびポイント加盟店は一切の責任を</p>

	負いません。
--	--------